

そしてその国制は外部の力を頼まず、みずから自身によつて安泰である必要がある。みずから自身によつて安泰であるというのは、それをのぞむ者が多数であることではなく——そういうことは悪しき国制にもありうるからだから——、全体としての国家のいかなる部分もほかの国制をのぞまないことによつてでなければならぬ。

かくて、「国制」をどんな仕方で確立すべきであるか、同様にまた、貴族制と名づけられる国制をどんな仕方で確立すべきであるかがいまや述べられた。

第十章 僭主制の種類

残るところ、われわれは僭主制について語らねばならない。語るとしても、そこに多くの論点が見いだされるからではなく、われわれがこれをも国制の一種とみなすからには、研究の一端に加えなければならぬからである。

ところで王制については、はじめの論述⁽¹⁾で規定を与えたのであるが、そこでわれわれはもつとも普通の意味で言われる王制について、それが国家にとつて有益であるか、無益であるか、どんな人をどういうところから、またどのようにして王として立てるべきか、などを考察したのである。また、王制についての考察

(1) 第三卷第十四—十七章において。